

処 分 基 準

平成17年 1 月12日作成

| |
|--|
| 法 令 名：茨城県金属くず取扱業に関する条例 |
| 根 拠 条 項：第17条 |
| 処 分 の 概 要：金属くず商の許可の取消し、営業の停止命令 |
| 原権者（委任先）：茨城県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：茨城県金属くず取扱業に関する条例第17条 |
| 処 分 基 準：別紙「金属くず商の許可の取消、営業停止命令の量定の一般的基準」のとおり。 |
| 問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課 |
| 備 考： |

別 紙

金属くず商の許可の取消、営業停止命令の量定の一般的基準

| 区分 | 処分の理由 | | 備考 |
|----------------------------------|--------------------------|--|----|
| | 法令名 | 適用条項 | |
| 許可の取消し 又は60日以上180 日以下の営業停止 | 茨城県金属くず 取扱業に関する 条例 | 第6条（名義貸しの禁止）の規定に違 反したとき。 第17条（許可の取消等）の処分に違 反したとき。 | |
| | その他 | 前各号に類する程度の処分を必要とする 違反のあった場合 | |
| 10日以上40日以下 の営業停止 | 茨城県金属くず 取扱業に関する 条例 | 第11条（未成年者との取引） 第12条（確認等） の規定に違反したとき。 | |
| | その他 | 前各号に類する程度の処分を必要とする 違反のあった場合 | |
| 5日以上20日以下 の営業停止 | 茨城県金属くず 取扱業に関する 条例 | 第7条第3項～第5項（亡失届出等） 第8条第1項（許可証の返納） 第9条（許可の表示） 第10条（取引場所の制限） 第14条第2項、第3項（品触れの保存 等） 第21条第2項～第6項（行商の届出 等） の規定に違反したとき。 第26条第2号（立入の拒否等） の罪を犯したとき。 | |
| | その他 | 前各号に類する程度の処分を必要とする 場合のあった場合 | |